

鴨川市公共工事に要する経費の前金払取扱要領の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 29 年 12 月 15 日

鴨川市長 亀田 郁夫

鴨川市告示第 167 号

鴨川市公共工事に要する経費の前金払取扱要領の一部を改正する告示

鴨川市公共工事に要する経費の前金払取扱要領（平成 17 年鴨川市告示第 11 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鴨川市公共工事に要する経費の前金払及び部分払取扱要領

第 1 条中「の前払金」を「に要する経費の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）附則第 7 条及び地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）附則第 3 条の規定に基づく前金払及び鴨川市財務規則（平成 17 年鴨川市規則第 46 号）第 133 条の規定に基づく部分払」に改める。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 土木建築に関する工事であって次表の左欄に掲げる要件に該当するものに要する経費について、前項の規定により既にした前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）による前払金（以下「中間前払金」という。）の支払基準は、次表に掲げるとおりとする。

要件	割合	充当経費
(1) 工期の 2 分の 1 を経過していること。 (2) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。 (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。	請負代金額の 2 割以内	当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費

第 3 条中「前金払」の次に「(中間前金払を含む。第 8 条を除き、以下同じ。)」を加える。

第 4 条第 1 項中「に第 2 条に規定する割合を乗じて得た額」を「の 10 分の 3（土木建築に関する工事については 10 分の 4（中間前払金が支払われているものについては 10 分の 6））」に、「受領済」を「受領済み」に改め、同条第 2 項中「受領済」を「受領済み」に改め、「10 分の 4」の次に「(土木建築に関する工事については 10 分の 5（中間前払金が支払われているものについては 10 分の 6））」を加える。

第 5 条中「支払済」を「支払済み」に改める。

第 9 条を第 11 条とし、第 8 条を第 10 条とする。

第7条の見出し及び同条中「債務負担行為」を「継続費又は債務負担行為」に改め、同条の表第2条の項を次のように改める。

第2条第1項	請負代金額	当該会計年度の出来高予定額
--------	-------	---------------

第7条の表第3条の項の前に次のように加える。

第2条第2項	工期	当該会計年度における工事実施期間
	請負代金額	当該会計年度の出来高予定額

第7条の表第6条第1項の項及び同表第6条第2項の項を次のように改める。

第8条第1項	請負代金相当額×(9/10-前払金額/請負代金額)	<p>(1) 前払金の支払を受けている場合</p> <p>請負代金相当額×9/10-(前会計年度までの支払金額+当該会計年度の部分払金額)-〔請負代金相当額-(前年度までの出来高予定額+出来高超過額)〕×当該会計年度前払金額/当該会計年度出来高予定額</p> <p>(2) 前払金及び中間前払金の支払を受けている場合</p> <p>請負代金相当額×9/10-前会計年度までの支払金額-(請負代金相当額-前会計年度までの出来高予定額)×(当該会計年度前払金額+当該会計年度の中間前払金額)/当該会計年度の出来高予定額</p>
第8条第3項	当該工事等の既済部分に係る請負代金相当額	当該工事等の当該会計年度の出来高の請負代金相当額
	請負代金額	当該会計年度の出来高予定額

第7条を第9条とする。

第6条第2項中「前項」を「第1項」に、「が全工事等の10分の5」を「に係る請負代金相当額が請負代金額の10分の6」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 部分払が2回以上ある場合の2回目以降の部分払金額は、前項の規定により算出された額から前回までの部分払金額を控除して得た額とする。

第6条に次の1項を加える。

4 中間前金払をした工事については、部分払は行わないものとする。ただし、継続費又は債務負担行為に係る契約にあっては、当該会計年度末において、部分払をすることができる。

第6条を第8条とする。

第5条の次に次の2条を加える。

(中間前金払と部分払の選択)

第6条 中間前金払及び部分払の対象となる土木建築に関する工事の請負者(次条において「請負者」という。)は、当該工事の契約の締結時に、中間前金払又は部分払のいずれかを選択することとし、中間前金払と部分払の選択に係る届出書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の契約の締結後において、請負者は、同項の規定による選択を変更することはできない。

(中間前金払に係る認定)

第7条 請負者は、中間前払金を請求しようとするときは、あらかじめ、第2条第2項に規定する中間前金払に係る要件に該当することについての市長の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする請負者は、中間前金払に係る認定請求書(別記第2号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 工事履行報告書(別記第3号様式)

(2) 工程表

(3) 全景写真

3 市長は、前項の請求書の提出があったときは、第1項の認定の可否を決定し、その結果を請負者に通知するものとする。この場合において、同項の認定をするときは、中間前金払認定書(別記第4号様式)を2部作成し、1部を請負者に交付し、他の1部を保管するものとする。

附則を附則第1項とし、同項の見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(前払金の支払基準等の特例)

2 第2条の規定にかかわらず、前払金の充当経費に関し、平成29年12月18日から平成30年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金であって、同日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

附則の次に別記様式として次の4様式を加える。

別記

第1号様式(第6条関係)

中間前金払と部分払の選択に係る届出書

年 月 日

(宛て)

鴨川市長

届出者（請負者）

住所

商号又は名称

代表者氏名

⑨

下記の工事について、（中間前金払・部分払）を選択したいので届け出ます。

記

1 工事名

2 施工場所

3 請負代金額 円

4 工期 年 月 日から 年 月 日まで

（注）

特定建設工事共同企業体にあつては、構成員の全てが記名押印をすること。

第2号様式（第7条関係）

中間前金払に係る認定請求書

年 月 日

（宛て）

鴨川市長

届出者（請負者）

住所

商号又は名称

代表者氏名

⑨

下記の工事について、中間前金払の請求をしたいので、中間前金払に係る認定を請求します。

記

1 工事名

2 施工場所

3 契約年月日 年 月 日

4 請負代金額 円

5 工期 年 月 日から 年 月 日まで

6 添付書類

- (1) 工事履行報告書 (別記第3号様式)
 - (2) 工程表
 - (3) 全景写真
- 第3号様式 (第7条関係)

工事履行報告書

工事名			
工期		年 月 日から 年 月 日まで	
日付		年 月 日	
月別	予定工程 (%) () は工程変更後	実施工程 (%)	備考
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
記事欄			

第4号様式 (第7条関係)

中間前金払認定書

工事名	
請負者	
施工場所	
契約年月日	年 月 日
請負代金額	円
工期	年 月 日から 年 月 日まで
摘要	
<p>上記の工事について、その進捗を確認した結果、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定します。</p> <p>第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">鴨川市長 印</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 29 年 12 月 18 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の鴨川市公共工事に要する費用の前金払及び部分払取扱要領の規定は、この告示の施行の日以後に締結する契約に係る公共工事について適用し、同日前に締結した契約に係る公共工事については、なお従前の例による。